

被災者台帳の作成・利用にマイナンバーを利用する場合の条例の規定について

- 被災者台帳の作成に関する事務については、番号利用法第 9 条第 1 項及び同法別表第一 36 の 2 に基づき、マイナンバーを利用することができ、被災者台帳にマイナンバーを記載・記録することができる。
- 被災者台帳の作成に当たり特定個人情報を市町村内で利用（入手）して被災者台帳に記載・記録したり、作成した被災者台帳の情報を利用して被災者支援を行うため、市町村においては、マイナンバーを利用して特定個人情報を庁内連携等により入手、利用することに関して、条例を規定し、目的内利用とする必要がある。
- 利用する情報や連携する相手方により、以下のような条例の規定が必要となる。

被災者台帳作成のために入手する情報の種類により条例に規定が必要なもの

- 番号利用法に掲げられた特定個人情報（被災者台帳の作成事務に利用できる情報とし p.3
- ① て番号利用法に掲げられているものに限る。を庁内連携により入手（例：障害者関係情報 等）
- マイナンバーを含む情報を取り込む場合には条例制定が必要なため、市町村において既に庁内連携に係る包括的な条例が制定されていることをご確認いただきたい。

- 番号利用法に掲げられた特定個人情報（被災者台帳の作成事務に利用できる情報とし p.4
- ② て番号利用法に掲げられているものを除く。を庁内連携により入手（例：地方税関係情報 等）

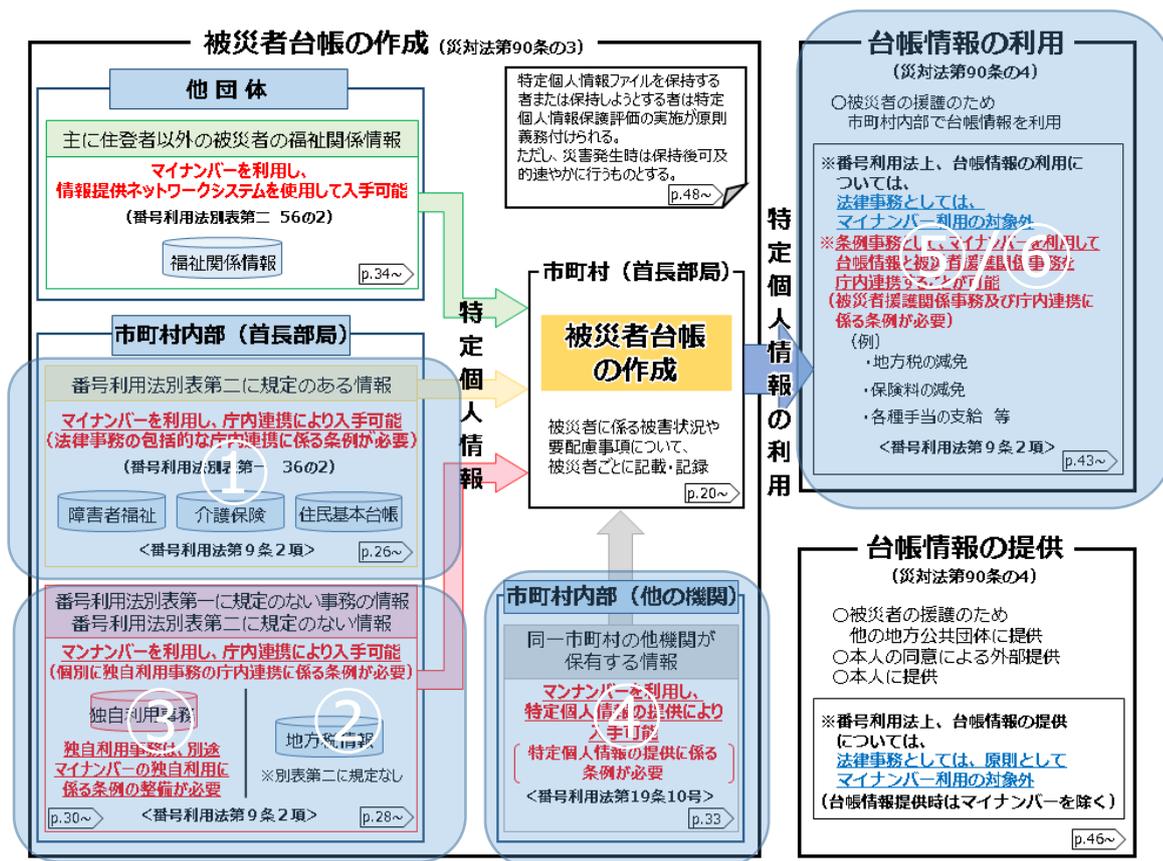
- ③ 独自利用事務で利用する特定個人情報を庁内連携により入手 p.6
- 条例によるマイナンバーの独自利用を行っている事務に関する特定個人情報を取り込む場合には必要となる。（例：生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務についてマイナンバーを利用できるよう条例を定めている場合等）

被災者台帳作成のために入手する情報の入手先により条例に規定が必要なもの

- ④ 同一市町村内の他機関（例：教育委員会等）から特定個人情報を入手する場合 p.7
- 他機関が所有するマイナンバーが含まれた情報のうち、システムに取り込むものは想定しづらいが、あった場合には条例の制定が必要。

被災者台帳情報の利用主体により条例に規定が必要なもの

- ⑤ 同一市町村内の同機関内（例：市町村長部局内）で被災者台帳情報を利用する場合 p.8
- マイナンバーを含む台帳情報を市町村の同機関内で利用する場合には必要となる。
（例：マイナンバーが表示できる状態で台帳を利用し、マイナンバーを利用できる事務を行う場合、マイナンバーを含む台帳情報を他のシステムに取り込んで利用する場合等）
- ⑥ 同一市町村内の他機関（例：教育委員会等）が被災者台帳情報を利用する場合 p.10
- マイナンバーを含む台帳情報を市町村内の他機関が利用する場合には必要となる。
（例：マイナンバーを含む台帳情報を教育委員会で利用し、給付や減免等のマイナンバーを利用できる事務を行う場合等）



- それぞれの場合に必要な規定について、次頁以降で解説・例示する。
(平成 29 年「被災者台帳の作成等に関する実務指針」(p.26~45) に事例を追加等したもの)

(クラウド型被災者支援システムを導入して被災者台帳を作成・利用する場合)

- 上記①~④の情報連携については、本システムではマイナンバーではなく宛名番号で情報を紐づけることとしており、被災者台帳情報にマイナンバーを含まない場合には、番号利用法第9条第2項に基づく条例の制定が不要となる。
- マイナンバーを含まない被災者台帳情報について、同一機関内で利用し (⑤)、提供先でマイナンバーと紐づかない場合には番号利用法第9条第2項に基づく条例の制定が不要となり、他機関で利用し (⑥)、提供先でマイナンバーと紐づかない場合には番号利用法第19条第11項に基づく条例の制定が不要となる。

- ① 番号利用法に掲げられた特定個人情報（被災者台帳の作成事務に利用できる情報として番号利用法に掲げられてい係るものに限る。）を庁内連携により入手

□ マイナンバー利用事務の処理のための庁内連携に係る条例を制定することで、マイナンバーを利用して、市町村内で保有する番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に規定された情報を入手して、被災者台帳を作成することができる。

- 番号利用法第 9 条第 2 項による庁内連携の条例化に当たっては、庁内連携する特定個人情報が、番号利用法別表第二第四欄に掲げるものである場合には、以下のような包括的な規定を設けることにより当該特定個人情報の庁内連携が可能となる。
- なお、番号利用法別表第二に規定されている特定個人情報は、被災者の援護の実施に資する福祉関係情報が規定されているが、その情報は市町村が任意に利用するものであり、必ずしもこれら全ての情報についてマイナンバーを利用して被災者台帳に記載・記録する必要はない。

庁内連携に係る包括的な条例例

◆ 日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

（個人番号の利用範囲）

第 3 条

3 市長その他の執行機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられることができる場合は、この限りでない。

（参考：番号利用法別表第二（抄））

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
五十六の二 市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事又は市町村長	障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

② 番号利用法に掲げられた特定個人情報（被災者台帳の作成事務に係るものを除く。）を庁内連携により入手

□ 被災者台帳の作成に当たり、番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げる特定個人情報以外の番号利用法別表第二第四欄に掲げられている特定個人情報を利用する場合は、当該特定個人情報を個別に条例に定める必要がある。

○ 前述の包括的な条例の規定により、被災者台帳の作成に関する事務において利用できる特定個人情報は、番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられているもののみであるが、「援護の実施の状況」や「要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由」、「被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項」として、番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられている特定個人情報以外の特定個人情報を利用しようとする場合には、以下のように、個別に当該特定個人情報を掲げた上で、庁内連携が可能となるよう、条例の制定が必要となる。

番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられていない特定個人情報の庁内連携に係る条例例

◆加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

（個人番号の利用）

第 4 条

2 別表第 1 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

（別表第 1（第 4 条関係）（抄））

機関	事務	特定個人情報
4 市長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置若しくは費用の徴収に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)による公営住宅の管理に関する情報、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による福祉の措置若しくは費用の徴収に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)による被災者生活再建支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(参考) 関係規則

番号利用法別表第二 56 の 2 第四欄に掲げられていない特定個人情報の庁内連携に係る施行規則例

◆加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (抄)

(条例別表第 1 の規則で定める事務及び情報)

第 3 条 条例別表第 1 の中欄各項に掲げる事務であって規則で定めるものは、別表第 1 の左欄に掲げる事務に応じ、同表の中欄に定める事務とし、条例別表第 1 の右欄各項に掲げる特定個人情報であって規則で定めるものは、別表第 1 の中欄に掲げる事務に応じ、同表の右欄に定める情報とする。

(別表第 1 (第 3 条関係) (抄))

事務	規則で定める事務	規則で定める情報
4 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務	災害対策基本法第 90 条の 3 第 1 項の被災者台帳の作成に関する事務	被災者(災害対策基本法第 2 条第 1 号の災害の被災者をいう。以下この項において同じ。)に係る身体障害者福祉法第 38 条第 1 項の費用の徴収に関する情報
		被災者に係る生活保護実施関係情報
		被災者に係る地方税法第 323 条の市町村民税の減免に関する情報、同法第 367 条の固定資産税の減免に関する情報、同法第 454 条の軽自動車税の減免に関する情報及び同法第 605 条の 2 の特別土地保有税の減免に関する情報
		被災者に係る公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 16 条第 4 項の家賃の減免に関する情報及び同法第 19 条の家賃等の徴収猶予に関する情報
		被災者に係る国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条の保険料の減免等に関する情報
		被災者に係る住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第 29 条第 3 項の国の補助に係る改良住宅の管理及び処分に関する情報
		被災者に係る老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する情報
		被災者に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 111 条の保険料の減免等に関する情報
		被災者に係る被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)第 3 条第 1 項の被災者生活再建支援金の支給に関する情報

③ 独自利用事務で利用する特定個人情報を庁内連携により入手

□ 被災者台帳の作成に当たり、条例に基づき独自にマイナンバーを利用する事務における特定個人情報を入手し、利用するためには、当該事務を独自利用事務として条例に規定するとともに、個別に庁内連携を可能にする条例の規定が必要である。

○ マイナンバーは、番号利用法別表第一において掲げられている事務のほか、番号利用法第9条第2項に基づき、社会保障、地方税又は防災に関する事務であって地方公共団体が条例で定める事務の処理に関して、利用することができるとされている。例えば生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務で扱われる情報を、マイナンバーを利用して被災者台帳に記載・記録する際には、以下のように、これらの事務を独自利用事務として条例に規定し、かつ庁内連携が可能となるように規定する必要がある。

独自利用事務の条例化及び当該情報の庁内連携に係る条例例

◆○○市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

（個人番号の利用範囲）

第4条 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理について保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

（別表第1（第4条第1項関係）（抄））

機関	事務
10 市長	●●に関する規則による●●に関する事務であって規則で定めるもの

（別表第2（第4条第2項関係）（抄））

機関	事務	特定個人情報
8 市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	●●関係情報であって規則で定めるもの

④ 同一市町村内の他の機関から特定個人情報を入手

□ 被災者台帳の作成にあたり、同一地方公共団体の他の機関が保有する特定個人情報を利用する場合は、当該他の機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第 19 条第 11 号に基づく条例の制定が必要である。

- 被災者台帳の作成に当たり、同一市町村内の他の部署（首長部局内）が保有する特定個人情報を利用するためには、番号利用法第 9 条第 2 項の規定に基づく庁内連携の条例が必要となるが、同一市町村内の他の機関（教育委員会等）が保有する特定個人情報を利用する場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」に当たるので、番号利用法第 19 条第 11 号に基づく条例の規定が必要となる。
- 同一市町村内における特定個人情報の授受であっても、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合は、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに注意する必要がある。（第Ⅱ章 2（2）を参照）

同一地方公共団体の他の機関から特定個人情報を入手するための条例例

（特定個人情報の提供）

第○条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第△の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（別表第△（第○条関係））

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市町村長	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	▼▼法による▼▼に要する費用についての▼▼に関する情報であって規則で定めるもの

⑤ 同一市町村内の同一機関内における台帳情報の利用

□ 同一地方公共団体の同一機関内における複数事務に、マイナンバーを利用して台帳情報を利用するためには、番号利用法第9条第2項による条例の制定が必要になる。

- 被災者台帳は、被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約しているものであることから、台帳情報を利用すれば、円滑な被災者援護の実施に効果的と考えられる。
- 番号利用法では、同法別表第一に掲げられた事務と、同法第9条第2項の規定により条例で定めた事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務に限る。）にマイナンバーを利用することができる。
- さらに、同じく番号利用法第9条第2項に基づき、庁内連携に係る条例を定めることで、それらの事務に台帳情報を利用することができる。
- 以下のように、市町村の独自利用事務等に台帳情報を利用できるように条例を規定することで、様々な被災者援護がマイナンバーを利用して効率的に実施できるようになると考えられる。

台帳情報の内部利用に係る条例例

◆阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(別表第1 (第4条関係) (抄))

機関	事務
18 市長部局	阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年阿蘇市条例第110号）による <u>災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付に関する事務</u>
19 市長部局	阿蘇市災害見舞金支給条例（平成17年阿蘇市条例第111号）による <u>災害見舞金又は弔慰金の支給に関する事務</u>

(別表第2 (第4条関係) (抄))

機関	事務	特定個人情報
18 市長部局	<u>阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付に関する事務</u>	住民票関係情報 <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による罹災証明書又は被災者台帳に関する情報（以下「被災者支援関係情報」という。）</u>
19 市長部局	<u>阿蘇市災害見舞金支給条例による災害見舞金又は弔慰金の支給に関する事務</u>	住民票関係情報 <u>被災者支援関係情報</u> 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付に関する情報

⑥ 同一市町村内の他の機関における台帳情報の利用

□ 同一地方公共団体の他の機関が台帳情報を利用する場合、マイナンバーを利用して特定個人情報の授受を行うことは、被災者台帳の作成を担当する機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第 19 条第 11 号による条例の制定が必要になる。

○ 番号利用法第 9 条第 2 項の規定に基づく条例により、同一機関内の複数事務に特定個人情報を内部利用する庁内連携が可能となるが、同一地方公共団体内の他の機関（教育委員会等）と特定個人情報の授受を行う場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」に当たるので、同法第 19 条第 11 号に基づく条例の規定が必要となる。同一市町村内の「台帳情報の利用」であっても、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合は、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに留意する必要がある。

災害対策基本法と番号利用法における「利用」と「提供」の違い

区分（利用範囲又は提供先）		番号利用法	災害対策基本法
同一地方公共団体	同一機関内の他部署 （首長部局内）	利用 （マイナンバー）	利用 （台帳情報）
	他の機関 （教育委員会等）	提供 （特定個人情報）	
当該地方公共団体以外の地方公共団体			

○ このため、市町村長部局と教育委員会の間等でマイナンバーを利用して特定個人情報の授受を行う場合には、以下のように、条例に定める必要がある。

同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供に係る条例例

◆伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（特定個人情報の提供）

第 4 条 法第 19 条第 11 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 別表第 3 の第 1 欄に掲げる執行機関が、同表の第 3 欄に掲げる執行機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。
- (2) 執行機関が、他の執行機関に対し、法別表第 2 第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該他の執行機関が保有するものの提供を求めた場合において、当該他の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

別表第 3 執行機関が他の執行機関から特定個人情報の提供を受けることができる事務及び当該提供される特定個人情報

情報照会機関	事務	執行機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの